

京都さつきNEWS

Vol.3

京都さつき法律事務所報 第3号 2004(平成16)年1月1日発行
発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河二ビル4階
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp
編集責任者 平井宏俊



新年明けまして おめでとうございます

2004年1月

京都さつき法律事務所一同

おかげさまでさつき事務所も2度目の新年を無事に迎えることが出来ました。

弁護士・事務員一同、昨年に増して皆様の信頼を得て、高度できめ細かなリーガルサービスを提供していけるよう頑張っております。

本年も、よろしくお願い致します。

*新年は、1月6日(火)から開始致します。
(事務所受付時間：午前9時30分～午後6時、土日祝日休)



弁護士費用の敗訴者負担問題について

弁護士 山下信子



これから裁判を起こそうとするとき、あるいは、裁判を提起されて弁護士に依頼するとき、相談者の方の関心は、ほぼ2つに絞られているように思います。ひとつは、裁判で勝つ見込みがあるのかどうかということ、より具体的には、原告側ならいくら支払ってもらえるのか、被告側なら、支払いをしなくて済むようにできるのか、いくら減額してもらえるのか、ということ。もうひとつは、裁判にかかる弁護士費用は幾らかかるか、という点です。

この関心事に関して、今大詰めを迎えているのが、「弁護士費用の敗訴者負担」の問題です。裁判で負けた方が、勝った方の弁護士費用を支払わないといけないという制度が新たに導入されようとしているわけです。

これは、裁判を起こされた側、特に明らかに不当な訴訟を提起されたという場合には、よい制度のように思えるかもしれません。

しかし、わが事務所の依頼者

の皆さんを思い浮かべると、通してはならない制度だと思えます。たとえば、ワラント被害や株式取引被害、先物取引被害にあったとして損害賠償の裁判を起こすとき。取引の詳細な資料は企業側にあり、もともと証拠の面で消費者側は弱い面があります。敗訴した場合に証券会社の弁護士の費用まで支払わなければならないとしたら、多くの証券被害者は裁判を提起するのをやめて泣き寝入りすることになるでしょう。たとえば1,000万円の損害賠償請求をした場合、着手金の標準額は5%プラス9万円の59万円ですが、負けた場合、相手方から何も支払ってもらえないだけでなく、相手方の着手金や報酬まで（標準額は計177万円）負担しなければならないということになってしまうのです。萎縮効果は絶大です。

そこで、当事者間に合意がある場合のみ、敗訴者負担を適用しようとする意見があります。しかし、これもわが事務所の依頼者を思い浮かべた場合、通してはならないと思えます。私がいわゆる顧問弁護士をさせていただいている企業は、京都において相当な企業であっても、契約締結の相手方が大企業であってみれば、それとの関係では弱者です。継続的売買契約や共同開発契約を締結する際に、紛争に備えて裁判管轄を合意すると同様に、弁護士費用の敗訴者負担条項を入れざるを得なくなれば、紛争が現実化したときに慌てることになるでしょう。あるいは紛争を回避するために泣き寝入りをすることもあり得るでしょう。

これからの議論、ぜひ注目していただきたいと思います。

「公益的活動」は続く

ここ6年間ほど、毎年年末の恒例になっているのが、京都市の職員研修です。京都市の福祉職員30名～50名を対象に、母子世帯の法律問題について、講師を務めています。今年も2時間半の講義を行ってきました。毎年、法律改正などをチェックしてレジメを訂正し、資料も添付して、なるべく実践に使える内容にしようと工夫しています。参加者のみなさんはとても熱心で、今回は参加者の3分の1以上が質問をし、30分延長しても終わらないという状況でした。毎年、もうそろそろ別の人に替わってもらいたいと思いつつ、熱心な聴講に接するとまたやらせてもらおうと思います。こうして弁護士の「公益的活動」は続いていくのです。

(山下)

カウンセリングと法律相談

弁護士 平井宏俊



カウンセリングの基本は、相手の話をよく聞くこと。このことは、弁護士が行う法律相談においても、

あてはまると思います。

ただ、どうしても一人の方にはじっくりと時間をとることが出来ないのもまた事実。特に市町村で行われる無料法律相談会などではなおさらです。例えば、私が月に1回担当している亀岡市役所の無料法律相談では、1人20分で9人。3時間余にわたって次から次に相談を受けます。事前情報なしに20分の間話を聞いてそれを法的枠組みに当てはめて考え、何らかの法的

アドバイスをを行い、満足して帰ってもらうことが要求されます。もちろん、相談に来られる方は、時として法的判断には関係のないことを延々と話し始めてあつという間に20分が過ぎてしまうということもしばしば。こういう場合に、いかに相手の話を本筋に戻すか。相手の話を気分を害さないように配慮しつつ切るテクニックも必要になります。こうなると自分の話を聞いてほしいと期待してこられた相談者にとっては話し足りないという不満がくすぶることになるのは明らかです。

法律相談の性格上やむを得ないといってしまうえばそれまでなんです。私は、出来る限りカウンセリング手法をとって、相談者の話を丁寧に聞くことを大

切にしたいと考えていますからジレンマを感じてしまいます。少しでも満足してもらえぬ質の高い法律相談にするためには、カウンセリングや時には説得の技術を磨くとともに法律はもちろん心理学や社会学等隣接する学問の専門知識を深め、経験を積んでいくほかはないと思います。その中でいかに効率的に聞き取るか時間の短縮が求められます。ただ、効率化ばかりでは人間くささなくなってしまうと思いますので、時には無駄とも思える時間も大切だと思います。効率化をとことん追求する一方で人間らしいゆとりと無駄を持つ、そんな高度なバランス感覚が求められているのだと思います。

まだまだ経験が浅いですが、本年も私なりのバランス感覚と人間くささを保ちながら頑張っておりますので、よろしくお願ひ致します。

平井弁護士の

業務日誌

弁護士会活動

現在、私が所属しているのが消費者保護委員会と公害対策・環境保全委員会。主として消費者問題と環境問題を扱っている。委員会なんてなんだか学校みたいだが、弁護士の活動は法廷活動だけでなく、こうした弁護士会の公的活動もかなりの割合をしめる。両委員会は京都弁護士会の中でも特に活発に動い

ている委員会で、会議はもちろん、シンポジウムや研究会などの準備も含めればかなりの時間をとられる。おまけに当然のことながら無報酬。経営的には??としかいいようがない。ただ、弁護士の幅を広げるためにも、そこでの人のつながりは大切。そこでここでも高度なバランス感覚が求められる。

では、何故私が両委員会を選んだか。まず、公害委員会の方は私が京都市役所に勤務していた時、都市計画局にいたため何となく専門家扱いされていたのが原因と思われる(専門性なんてあるはずないのだが、弁

護士は、少しでも経験があると口にしたが最後、その道の専門家にまつりたてられてしまう怖い世界である。)。実際に私の中で軸足を置きたいと考えているのは消費者の方。やはり、弁護士である以上、弱い方の立場の味方でありたい。そこで、敷金返還問題や節電機被害の関係の弁護団にも所属して少額訴訟であっても泣き寝入りさせないという活動に力を入れたいというのが私の基本的な思い。ただ、からだは一つ。かけられる時間には物理的限界が……。今年もそんなこんなで悩み続けるしかないのかも。

本格化する寒さに負けず

三澤孝一 事務員



この冬もようやく寒さを感じられるようになりました。昨年は秋が深まるまで

暖かい日和が続いたため、四季の感覚がおかしくなりそうでしたが、少しは例年並みに戻ったのだらうかと思っています。

紅葉といえば、この冬の京都の紅葉はあまりさえない色彩で残念でした。大原の方でも今ひとつだったとか、赤くなる前に落葉してしまったとか、評判を聞きます。裁判所の近くの寺町

丸太町の角に並んだ公孫樹は、1本は黄色くなり、もう1本は青々としたまま。ちなみにもう1本は真っ赤（これは嘘です）。さて最後はどうなる？ といった状態です。急激に寒くならないと赤くならないようなので、これはよいことなのでしょう

取り止めのない話になりましたが、これから本格化する寒さに負けずがんばっていこうと思います。

どうか本年もよろしくお願ひ申し上げます。

事務局のまど

ワインに目覚めた私です

若林 淳子 事務員



遅ればせながら、ワインに目覚めてしまいました。この夏からワイン教室に通

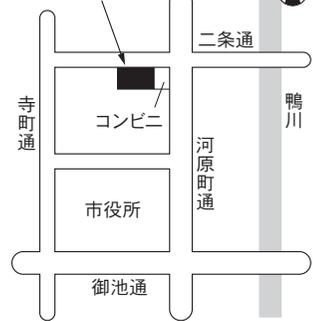
い始めたのがきっかけです。ワイン教室といっても、ソムリエを目指す！ といった本格的なものではなく、ワイン好きな人が集まって楽しく勉強しましょう!! といった気楽なもの。あまり、というか全くワインについての知識が無かった私は、いろんなワインが飲めるんやろうなあという不純な動機で申し込みました。しかし、さすがワイン好きな人たちばかりで、話し

出すと止まらない。2時間のはずが、気がつけば4時間近く経ってたということも。おかげで少しですがワインの楽しさがわかってきたような気がします。先日はボジョレーヌーボーも味わい、食事に行ってもワインを注文するありさま。しかし、何を飲んでも「おいしい」か「飲みやすい」としか表現できない私。「スマイレの花のような香り」とか言われても、正直「???」なんです。いつになったらスマートにワインをたしなめるようになることやら……。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(河ニビル4階)



河原町通二条の交差点を西に入り、南側2軒目のビルの4階です。コンビニのあるビルの隣、立体駐車場（有料）のあるビルです。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、事務所ビルの有料立体駐車場か他の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る

河ニビル4階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

編集後記

「京都さつきNEWS」もおかげさまで3号目。次回こそ余裕をもって取り組もう!! という前回の反省もどこへやら、回を重ねるごとに短期決戦になってきているような気がします。今回も、締め切りまではまだ日があるし……余裕！ 余裕！ なんて思っている間に、日常業務に追われ、師走のバタバタに巻き込まれ、気がつけば締切りを過ぎていました。「明日は今日より少しは落ち着いているだろう……」ってことは絶対無いのだ！ と、最近ようやく気づきつつあります。事務所でお正月を迎えてたりして、なんて冗談が現実にならないよう、パワー全開で頑張らなくては。そんなこんな「京都さつきNEWS第3号」、お楽しみいただければ幸いです。残りは写真撮影。どうか疲れが顔に出ませんように……（若）。